

第46回連続学習講座《重慶大爆撃 戦略爆撃の思想を問う》

7月1日 (土)

午後1時半～5時

資料代500円

場所：港区立商工会館2階研修室

東京都港区海岸1-4-28 電話:03-3433-0862 J R浜松町駅北口下車



# 陸軍航空部隊による中国爆撃

講師: 竹内康人さん

(静岡県近代史研究会会員)

著書:『陸軍のアジア空襲 爆撃・毒ガス・ペスト』(社会評論社、2016年12月)

コメンテーター: 前田哲男さん(ジャーナリスト)



▲…重慶 磁器口爆撃 (飛行第98戦隊・1941年8月30日) \* 14

『陸軍のアジア空襲』126頁

(『陸軍のアジア空襲 爆撃・毒ガス・ペスト』「おわりに」より)

日本陸軍は1911年に所沢に飛行場を設置し、操縦や偵察の訓練をはじめた。浜松には1926年に陸軍航空の爆撃部隊が置かれた。部隊設立のころから、爆弾の投下とともに「焼夷」弾や毒ガス・細菌の使用が想定されていた。1910年代から陸軍航空部隊は、満洲をはじめ、中国各地を爆撃した。東南アジアへと戦争が拡大されると、マレー、シンガポール、フィリピン、ビルマ、インドネシア、インドなどを爆撃した。(中略)

天皇の帝国による支配は、人びとから主権意識を奪い、奴隷精神と無責任・無関心を植えつけるものだった。戦後の天皇制の存続と戦争犯罪の隠蔽、戦争責任と植民地責任への追及への弱さは、奴隷精神と無責任・無関心が克服されなかったことを示している。

しかし、戦争と植民地支配の責任をとることができなければ、それらは形を変え、再び繰り返されることになる。過去の清算なくして、民主・人権・平和は実現しない。

過去の侵略戦争で日本は、中国をはじめアジア各地で大量の爆弾を投下した。さらに毒ガスや細菌兵器も使用した。日本の人びとは米軍の爆撃による悲惨を体験したが、日本がアジアでおこなった空襲加害の歴史についての知識を深めたうえで、みずからの空襲の被害を語るべきである。そのような加害と被害の認識をふまえ、戦後70年を経たいま、新たな形の戦争を止めるという関心と責任を持つときである。

## 東京高裁は重慶大爆撃被害者の声を聴いて

# 証人を採用し裁判をやり直せ!

さる3月17日、重慶大爆撃裁判の控訴審第2回口頭弁論において、控訴人らは、1940年当時のカラー映像を証拠として提出しました。また重慶大爆撃の被害の深刻性と国際法違反性を立証するため歴史学・医学・法学等の専門家証人と控訴人本人の人証採用を裁判所に迫りました! しかし、東京高裁(第5民事部)の永野厚郎裁判長は、人証採用を退けて結審しました。現在、控訴人側は、永野裁判官らに対する忌避を申し立てています! 控訴人らは弁論再開と人証調べの実現を求めています!(右は記者会見で涙する陳桂芳さん)



「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」代表・前田哲男

重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士) 連絡先: 弁護団事務局(一瀬法律事務所・元永/もとなが)

2017.05.12

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email: info@ichinoselaw.com

◆ Web サイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』 <http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>